

## 山形県アナログ規制の点検・見直し方針

---

総務部働き方改革実現課  
令和6年2月13日[初版]



－ 目 次 －

<b>1 はじめに</b> .....	1
(1) 本方針の策定趣旨 .....	1
(2) 点検・見直しの目的 .....	1
(3) 用語の定義 .....	1
<b>2 点検・見直しの位置付け、推進体制</b> .....	2
(1) 見直しの位置付け .....	2
(2) 推進体制 .....	2
<b>3 点検・見直しの範囲</b> .....	3
(1) 対象範囲 .....	3
(2) 見直しの対象 .....	3
<b>4 点検・見直しの進め方</b> .....	4
(1) 対象となる規制の洗い出し .....	4
(2) 規制根拠の分類 .....	5
(3) 規制の類型化・フェーズの区分 .....	5
(4) 規制の見直し工程表の策定 .....	6
(5) 規制の見直しの実施 .....	7
<b>5 規制区分ごとの類型とフェーズの考え方</b> .....	7
<b>6 進捗管理</b> .....	9
(1) 見直しのスケジュール .....	9
(2) 各部局等における進捗管理 .....	9
(3) 全体の進捗管理 .....	9
<b>7 その他留意事項</b> .....	10

# 山形県アナログ規制の点検・見直し方針

## 1 はじめに

### (1) 本方針の策定趣旨

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。こうしたいわゆる「アナログ規制」は、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられている。

また、少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

こうした問題意識から、政府は、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則（構造改革のためのデジタル原則（以下「デジタル原則」という。))を提示するとともに、この原則を踏まえ、法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進めている。

本県においても、デジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるようにするため、政府による見直しの動きに合わせて、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本県におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

### (2) 点検・見直しの目的

本県のアナログ規制を見直し、県全体のデジタル化を推進することにより、企業の設備投資の促進や行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、県の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

そのため、条例等に基づくアナログ規制について、政府が定めるデジタル原則への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことで、県全体のデジタル化を推進することを目的とする。

なお、今後新たに条例等を制定する場合は、本方針を踏まえるものとする。

### (3) 用語の定義

本方針で扱う用語の定義は以下のとおり。

用語	定義
法令等	法律・政令・省令、国が発出する告示、通知・通達、又は指針・ガイドライン等
条例等	条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領等

## 【参考：構造改革のためのデジタル原則】

政府において、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底するデジタル原則を策定。

原則		内容
①	デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
②	アジャイルガバナンス原則(機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
③	官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
④	相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国、地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
⑤	共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

## 2 点検・見直しの位置付け、推進体制

### (1) 見直しの位置付け

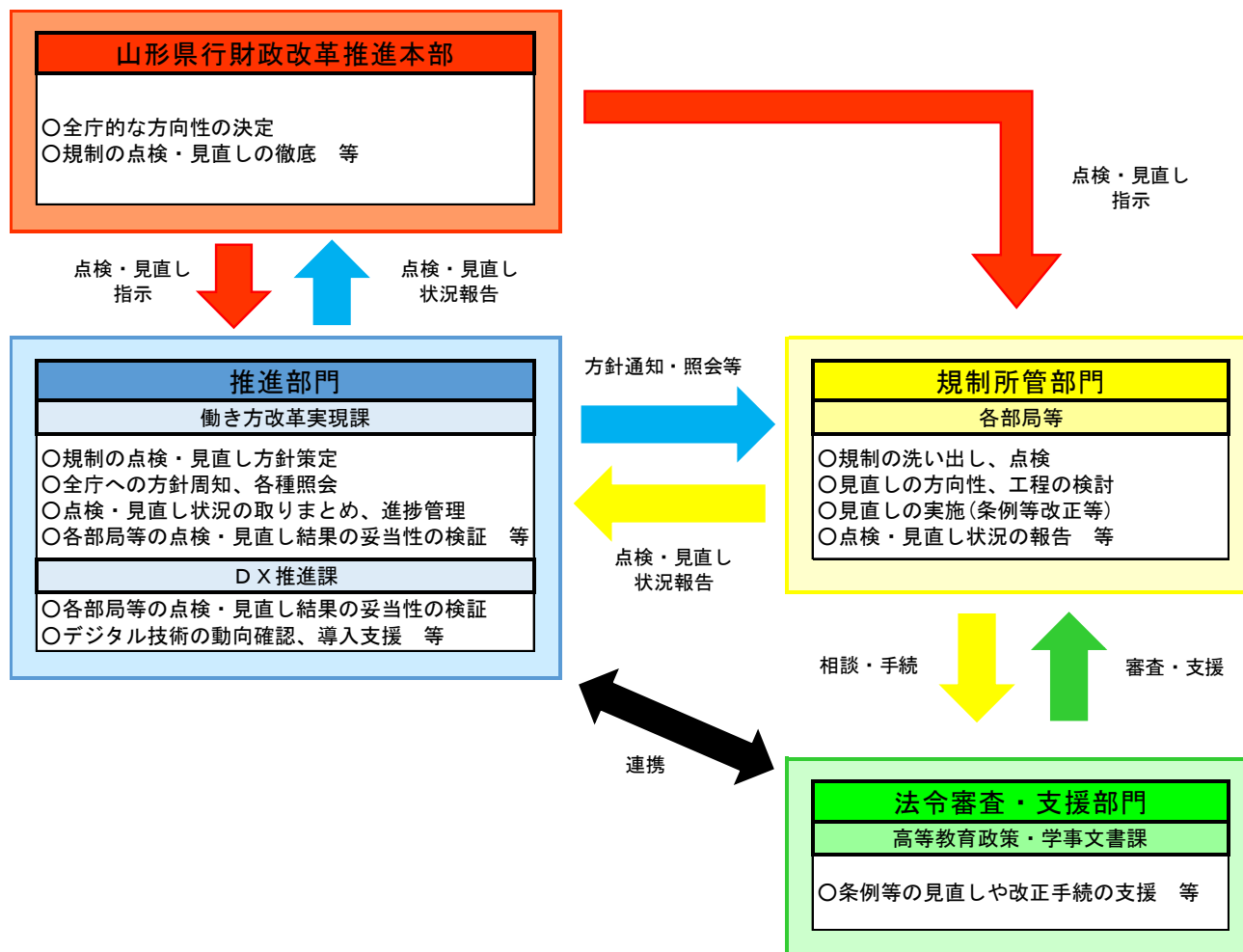
アナログ規制の点検・見直しは、「山形県行財政改革推進プラン 2021」及び「Yamagata 幸せデジタル化構想」において推進することとしている「行政のデジタル化の推進」の一環として取り組むものである。

### (2) 推進体制

以下の推進体制を構築し、点検・見直しに取り組んでいくこととする。

- i) 山形県行財政改革推進本部を見直しの司令塔とし、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。
- ii) 働き方改革実現課、DX推進課を「推進部門」とし、働き方改革実現課は点検・見直し状況の取りまとめ、進捗管理及び妥当性の検証等、DX推進課はデジタル技術の動向確認や導入支援等を行うことで、見直しを強力に推進する。
- iii) 各部局等は「規制所管部門」として、条例等に基づく規制の洗い出し、規制の見直しを行う。
- iv) 高等教育政策・学事文書課は「法令審査・支援部門」として、「推進部門」と連携し、「規制所管部門」が行う条例等の見直しや改正手続の支援等を行う。

### <推進体制イメージ図>



## 3 点検・見直しの範囲

### (1) 対象範囲

本県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）及び各種要綱・要領等の規定とする。（政府の法令等を根拠とするものを含む。）

### (2) 見直しの対象

- i) 代表的な7項目のアナログ規制（①目視、②実地監査、③定期検査・点検、④常駐・専任、⑤対面講習、⑥書面掲示、⑦往訪閲覧・縦覧）
- ii) F D（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制

※代表的な7項目のアナログ規制に該当する規定以外のものについても、政府の点検・見直しの動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする。

## <代表的な7項目のアナログ規制>

規制項目	規制の内容
① 目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、条例等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
② 実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、条例等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③ 定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が、条例等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④ 常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤ 対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥ 書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

## <FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制>

規制項目	規制の内容
FD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制	フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスクなどの個別（特定）の記録媒体の使用を定めている規制

## 4 点検・見直しの進め方

### (1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし見直しが必要と考えられる規制（7項目、FD等）を洗い出す。作業にあたっては、あらかじめ推進部門において、山形県例規集からアナログ規制に該当する可能性がある条例等を「アナログ規制点検リスト」としてリストアップし、規制所管部門に照会を行う。

照会を受けた規制所管部門は、リストアップされた条例等を精査するとともに、所管する要綱・要領等において対象となる規制をリストに追加する。

<洗い出しにあたり、次に該当すると考えられる条項をリスト化>

規制項目	規制の内容
① 目視規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文上、人が現地に赴いて、目で見て確認等することを規定している条項</li> <li>・条文上、デジタル技術の活用による代替が許容されているかが不明（不明瞭）な条項</li> </ul>
② 実地監査規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文上、実地にて監査することを規定している条項</li> <li>・条文上、「監査する」との規定のみで実地以外の監査を認めているか不明（不明瞭）な条項</li> </ul>
③ 定期検査・点検規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期の検査等を要件としている条項</li> <li>・定期の実施を要件としている検査等の周期や対象、手法等を定める条項</li> <li>・定期の実施を要件としている検査等に関連する手続や作業等を定める条項 等</li> </ul>
④ 常駐・専任規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐又は専任を求めている条項</li> </ul>
⑤ 対面講習規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格等の取得や更新等のために講習会等の受講を求めている条項</li> </ul>
⑥ 書面掲示規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の場所（「掲示板」「見やすい場所」など）に掲示することを要件とする条項</li> </ul>
⑦ 往訪閲覧・縦覧規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への往訪を求めている条項</li> </ul>
⑧ F D等規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別（特定）の記録媒体の使用を定めている条項</li> </ul>

## (2) 規制根拠の分類

規制所管部門は、洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（政府の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか）を分類する。

### ※規制根拠の分類の必要性

政府の法令等に基づき定める規制は、政府の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、条例等に基づき定める規制は、県自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で分類を行う。

## (3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制所管部門は、規制根拠の分類後、趣旨・目的ごとに細分化された類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ、Phase）に区分する。

### ※類型化・フェーズの区分の必要性

#### ◇類型化

点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

#### ◇フェーズの区分

I o T等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と、一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

#### (4) 規制の見直し工程表の策定

規制所管部門は(1)～(3)により、現状把握を行った全ての規制について、それぞれの規制の趣旨・目的等も勘案しつつ、下記 i)、ii) に掲げる事項も踏まえた上で、見直しの方向性(要否)、見直し後のフェーズ区分(到達点)、見直し時期等を定めた見直し工程を検討する。検討結果については、「アナログ規制点検リスト」に記載の上、推進部門に提出する。

推進部門は、規制所管部門の見直し検討結果や工程の妥当性を検討し、規制所管部門と調整の上、全体の見直し方向性を確定させる。

##### i) 見直しの検討にあたり留意する事項

###### ア) アナログ行為の許容

すべてのアナログ規制をデジタルの活用に完全に置き換える(アナログ行為を許容しない)のではなく、デジタルを活用した方法も可能とする形への見直しが可能かという視点から検討する。

###### イ) テクノロジーマップ等の活用

デジタル技術の活用・代用の可能性の検討に、デジタル庁で作成している「テクノロジーマップ」や「技術カタログ」を活用する。見直しに活用し得る技術の導入検討の際は、同様の規制に対して活用し得る技術の有用性や安全性に関する情報を収集する(デジタル庁の技術検証事業における検証結果等)。

###### ウ) 規制見直し達成の最適な方法

見直し対象の条例等の改正は行わず、当該条例等に関する通知等の発出や運用を定めるガイドラインの改定等によってデジタル技術の活用が許容される旨の解釈を明確化する等により見直しを完了する等、見直しを達成するために最適な方法を、様々な角度から検討する。

###### エ) 技術的中立性の担保

規制の趣旨・目的を達成する手段をアナログな手法に限定することなく、現在又は将来の技術を積極的に活用可能な制度とするため、アナログ規制に活用できる技術については、特定の技術に限定することなく、目的達成のために相当な手段を許容する「技術的中立性」を担保する(将来出現し得る新たな技術の活用を阻害しない)。

###### オ) 見直しができない場合でも運用の改善等が可能か

規制の趣旨・目的や現時点でのデジタル技術の導入が困難等の理由により見直しができない場合であっても、普段行っている事務作業の見直しの契機となることから、事務作業のプロセス等を見直すことで、業務



の効率化や県民の負担軽減につながるよう努めるものとする。

## ii) 見直しの実施にあたり留意する事項

### ア) 市町村との連携・情報共有

見直しを実施する際に市町村の業務に影響が及ぶことが想定される場合には、あらかじめ見直しの方向性や実施時期等について、市町村に情報提供を行うものとする。

また、市町村においてアナログ規制の見直しを実施するにあたり、県の事務と密接に関連する等により市町村から相談があった場合は、規制の見直しに有益な技術やシステム、調達等に関する情報提供など、人的・技術的な支援を行うよう努めるものとする。

### イ) 県民の利便性・デジタルデバインドへの配慮

I T機器の利用に習熟されていない方が全く情報を得られなくなる等、規制の見直し（デジタル化）によって、かえって県民の利便性が損なわれることのないよう、デジタルデバインドへの対応について配慮する。

## (5) 規制の見直しの実施

規制所管部門は、確定した見直しの方向性に基づき、デジタル技術の導入の検討、条例等の改正、通知等の発出、予算要求等の所要の見直しを行う。見直しの際は(4) i)、ii) について十分に配慮して進める。

また、「継続検討」となった規制については、引き続き、規制の見直しができないか、活用できる技術がないか等の検討を行う。

## 5 規制区分ごとの類型とフェーズの考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、政府における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的であると考えられることなどから、規制に当てはめる類型とフェーズは、政府の考え方を準用し、次のとおりとする。

### <規制区分ごとの類型>

規制区分	類型	内容
目視 実地監査	(1) 検査・点検・監査	一定の情報収集を行った上で、条例等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断すること
	(2) 調査	実態・動向などを明確化し、一定の政策的判断のために情報収集や収集した情報の整理を行うこと
	(3) 巡視・見張	ある人、若しくはある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、目的を達成するのに不適當でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目すること
定期検査・点検	(1) 第三者検査	第三者により一定の基準への適合性の判定をすること
	(2) 自主検査	自らにより一定の基準への適合性の判定をすること
	(3) 調査・判定	実態・動向・量などの明確化のために行われること

規制区分	類型	内容
常駐・専任	(1) 常駐(モノ)	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、事業所や現場に物理的に留まること(主にモノへの対応)
	(2) 専任(モノ)	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(主にモノへの対応)
	(3) 常駐(人)	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、事業所や現場に物理的に留まること(主に人への対応)
	(4) 専任(人)	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(主に人への対応)
対面講習 書面掲示 往訪閲覧・縦覧	(1) 講習	特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるため行われる講義又は実習
	(2) 公的証明書等の掲示	書面(紙面)により発行した公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示すること
	(3) 申請による公的情報の閲覧・縦覧	公的な情報を申請に応じて閲覧・縦覧させること
	(4) 公的証明書等以外の情報の掲示、申請によらない公的情報の閲覧・縦覧	公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場所等へ掲示し見せること、また、広く一般または一部の者に見せる情報のうち、申請によらずに閲覧・縦覧させること

### <規制区分ごとのフェーズ (Phase) >

規制区分	フェーズ	内容
目視 実地監査	1-① 目視・実地監査規制	特定の者が現場で確認等することを課している場合
	1-② 目視・実地監査規制	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているかが不明確な場合
	2 情報収集の遠隔化、 人による評価	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているが、人による評価等が必要な場合
	3 判断の精緻化、 自動化・無人化	フェーズ2に加え、リスク評価、情報整理、違法性・安全性等の特定がA I等により全部又は一部可能である場合
定期検査・ 点検	1-① 定期検査・点検規制	一律に「年一回」「月一回」「日一回」等、一定の期間に検査を行うことを求める場合
	1-② 定期検査・点検規制	定期的な検査を緩和する規定が設けられているが、緩和の条件が不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による 規制目的の達成	現行の検査手法等の技術中立化(技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)、可能な項目から検査等の周期の延長、検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組が行われている場合
	3 定期の検査・調査・ 測定の新規撤廃	常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替(自主検査とその記録の保存等を義務付け)することにより、定期検査の撤廃や検査周期の延長が行われている場合
常駐・専任	1 常駐・専任規制あり	(物理的に)常に事業所や現場にとどまることを求める場合や、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求める場合
	2 デジタル技術等の活用による 規制緩和	常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用等され、規制や緩和が合理化されていることが明確化されている場合
	3 常駐・専任規制なし	常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていない場合

規制区分	フェーズ	内容
対面講習	1-① 対面規制あり又は解釈不明確	条例等の規定にて受講することとされている講習を、対面で行うことを求めている場合
	1-② 対面規制あり又は解釈不明確	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による一部オンライン化等	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結	全ての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、デフォルトにしている場合
書面掲示	1-① デジタル化を一切許容しない	書面により発行した公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている場合
	1-② デジタル化を一切許容しない	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 一部許容している	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタルによる掲示を基本とする	全ての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、デフォルトにしている場合
往訪閲覧・縦覧	1-① 紙・人の介在	公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている場合
	1-② 紙・人の介在	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル原則に適合する手段を可とする	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結を基本とする	全ての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、デフォルトにしている場合

## 6 進捗管理

### (1) 見直しのスケジュール

令和6年度中を目途に一定の見直しを行うが、令和7年度以降においても、4(4)で策定した工程表に沿って計画的に見直しを実施する。

### (2) 各部局等における進捗管理

各部局等は4(4)で策定した工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部長等のマネジメントの下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

### (3) 全体の進捗管理

アナログ規制見直しを全庁的な課題として共有し、取組みを推進するため、山形県行財政改革推進本部において進捗管理を行う。また、進捗状況については、県のホームページ等において公表する。

## 7 その他留意事項

- (1) 長年馴染んできた業務ルールを変更することには、抵抗やリスクが伴うものの、変化の激しい時代において、「前例踏襲」的な考え方は将来を切り拓くにあたっての「規制」となる。今ある一つひとつの制度やルールに対して、常にフラットで、かつ、デジタル原則に照らして適切な手法となっているか、本方針を踏まえ、積極的に見直しを行うものとする。
- (2) 本方針を踏まえた検討の結果、見直しが困難等の場合であっても、県民等の負担軽減や利便性の更なる向上、行政サービスの効率的・効果的な提供等を図る観点から、可能な限り事務の簡素化を図るとともに、不断の見直しを行うものとする。
- (3) 県が事務局を担う協議会等が行う事務についても、本方針に準じて対応することが望まれる。
- (4) 本方針に基づく見直しの進捗状況等について、随時、調査を行うものとする。
- (5) 本方針は、策定時点の情報を基に作成したものであり、今後、政府の方針や取組状況、本県における見直しの状況等を踏まえ、随時、改訂するものとする。

